

## 調査の概要及び利用上の注意

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計(指定統計第23号)として全国の卸売・小売業商店を調査し、全国の商店の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別、などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とするものです。

#### (2) 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)

#### (3) 調査の期日

平成11年7月1日現在

#### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類(昭和26年統計委員会告示第6号)による大分類Iー卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち飲食店を除く民営の事業所(以下「商店」という。)を対象とします。

ただし、次に掲げるものは、調査の対象からは除かれています。

- ・ 劇場、運動競技場、駅改札口内などの有料の施設内に設けられている商店(ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は調査対象)
- ・ 調査期日前に引き続き3か月(平成11年4月から6月の間)以上休業している商店(ただし、調査日に専従の従業者がいる場合は調査対象)

#### (5) 調査の単位

商業を営んでいる事業所ごとに、その商店が調査単位となります。

したがって、同一の経営者が支店を持っている場合は、企業単位ではなく、本店・支店ごとに調査の対象になります。

### 2 主な用語の説明

#### (1) 商店

原則として、商品を購入して販売をする事業所をいいます。(同一企業に属する他の商店との間で、帳簿上商品の振替が行われるものも含まれます。)

#### (2) 従業者

調査日現在で、主としてその商店の業務に従事している者で、「個人事業主及び無給家族従業者」、「会社及び団体の有給役員」、「常用雇用者」の計をいいます。従業者には「他の会社など別経営の事業所へ派遣している人又は下請けとして別経営の事業所へ行っている人」を含んでいます。

従業者に「臨時雇用者」、「派遣・下請従業者(他の事業所から来ている)」を併せたものを就業者といいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・職員」、「パート・アルバイトなど」で次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 期間を定めずに雇用されている人
- ② 1か月を超える期間を定めて雇用されている人
- ③ 上記以外の雇用者のうち、平成11年の5月と6月にそれぞれ18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている人

なお、「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいいます。

### (3) 年間商品販売額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1か年間の実績によります。この期間で記入することが困難な場合は、最寄の決算日前1か年間の実績によります。

### (4) 売場面積

小売業が商品を販売するため実際に使用する売場の延べ床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドを除きます。

### (5) セルフサービス店

セルフサービス店とは、セルフサービス方式を売場面積の50%以上において採用し、かつ、売場面積が100㎡以上のものをいいます。

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ねている場合をいいます。

- ① 商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージ(消費単位にあわせてあらかじめ包装)され、値段がつけられていること。
- ② 店に買物カゴ、ショッピングカートなどが備え付けられており、顧客が自分で自由に商品を取り集めるような形式をとっていること。
- ③ 出口のチェックアウトカウンター(代金の精算場所)で顧客が一括して代金の支払を行う形式になっていること。

### (6) 一般的な産業格付け

数種類の商品を販売している商店の産業分類は、原則として次の方法によって決定します。

まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売、飲食部門のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって、卸売業、小売業または飲食店かを決めます。卸売販売額と小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付けします。

次に卸売業か小売業になった場合には、販売額のうち商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類を決め、その中分類に属する商品のうち商品分類番号

の上位3桁で最も多いものによって小分類を決めます。  
なお、飲食店に格付けされた商店は対象外となります。

#### (7) 各種商品卸売業

財別(生産, 資本, 消費)の三財にわたる商品を販売し, 各財別の販売額のいずれもが卸売販売額の10%以上で, 従業者が100人以上の法人組織の事業所を「481各種商品卸売業」に格付けします。平成9年調査では「商社」に格付けしています。

#### (8) その他の各種商品卸売業

卸売業の小分類491から539までの3項目以上の小分類に該当する生産財(491, 512, 513, 514), 資本財(511, 521, 522, 523, 529), 消費財(492, 501, 502, 531, 532, 539)の三財の商品を卸売し, 各小分類の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で従業者100人未満の事業所を「48Bその他の各種商品卸売業」に格付けします。

#### (9) 百貨店

衣(中分類55)・食(中分類56)・住(中分類57~59)にわたる各種商品を小売していて, 小売販売額が10%以上70%未満の範囲にある商店で, 従業者が50人以上の事業所を「541百貨店」に格付けします。

#### (10) その他の各種商品小売業

衣(中分類55)・食(中分類56)・住(中分類57~59)にわたる各種商品を小売していて, そのいずれも小売販売額が50%に満たない事業所で従業者50人未満のものを「549その他の各種商品小売業」に格付けします。

#### (11) 各種食料品小売業

中分類56(飲食料品小売業)の商品販売額が最も大きく, 上位5品目に562から568までの3種類以上の商品を小売し, 56A, 56B, 56Cの計のうち, そのいずれもが飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所を「561各種食料品小売業」に格付けします。

#### (12) たばこ・喫煙具専門小売業

専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所をいいます。したがって, たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所については, 他の商品の販売額によって分類されます。

#### (13) 代理商・仲立業

売買の目的である商品について所有権を有することなく, また, 直接的な管理をするか否かにかかわらず, 手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行う事業所をいいます。

#### (14) 第1種大規模小売店舗

店舗面積が3,000㎡以上(政令指定都市である広島市は6,000㎡以上)の建物をいいます。

#### (15) 第2種大規模小売店舗

店舗面積が500㎡を超え, 3,000㎡未満(政令指定都市である広島市は500㎡を超え, 6,000㎡未満)の建物をいいます。

#### (16) 大規模小売店舗内小売店

第1種, 第2種小売店舗内で小売業を営む商店をいいます。

#### (17) 売場面積

大規模小売店舗の延べ床面積から事務室, 倉庫, 階段, 飲食店等を除いた実際に商品の販売のために供される面積をいいます。

### 3 利用上の注意

#### (1) 時系列で利用するときの注意

このデータベースの数値を時系列で使用する際には次の点に留意してください。

- ① 平成11年調査は, 全国すべての事業所・企業を対象とした総務庁所管の「事業所・企業統計調査」と同時調査(両調査を1枚の簡易な調査票)で実施し, 既設の対象事業所の捕捉を行っています。
- ② 以下に該当する事業所等については, 平成9年調査と取扱いが異なっています。
  - ・ 公営事業所(市町村立の給食センター等)を対象にしていない
  - ・ 有料施設内にある別経営事業所を対象にしていない(ただし, 遊園地内等の別経営事業所は対象とする)
  - ・ 化粧品等の訪問販売会社の営業所・代理店(平成9年調査では小売業, 平成11年調査では卸売業として把握)
  - ・ 化粧品等の訪問販売者(平成9年調査では対象外, 平成11年調査では自宅を事業所とする小売業として把握)
  - ・ 休業中・季節営業の事業所(平成9年調査では対象外, 平成11年調査では調査日に専従の従業者がいる場合は対象とする)
  - ・ 露店・行商等営業場所が一定しない又は固定設備のない事業所(平成9年調査では対象外, 平成11年調査では自宅を事業所とする小売業として把握)
- ③ 平成11年調査は簡易調査として実施したため, 調査に用いた商品分類及び産業格付け方法が平成9年調査とは異なっています。(5桁分類から3桁分類の大括りに変更)

(2) このデータベースの数値は, 本県独自で集計したものであり, 経済産業省

(旧通産産業省) から公表される「商業統計表」の数値と相違する場合があります。

(3) 調査結果の概要の表上, 広島市については, 区の数値を参考までに掲載しています。

(4) 統計表中の記号は, 次のとおりです。

「-」:実績数値がない

「0」:数値が単位未満である

「X」:数字を秘匿している

(注) 統計表中のXは, その数字に該当する商店数が1又は2の場合, その秘密を保護するために, 数字を秘匿したことを示しています。

(5) このデータベースの内容についての問い合わせ先

広島県地域振興部 管理総室 経済統計室 商業グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話 082-513-2541(ダイヤルイン)

FAX 082-211-3575